

◎新潟県告示第1009号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年6月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市寺田字沢上1857の3、1858の4、1860の1、1861の2、1862の2、1864の2、1867の2、1868の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅